

平成21年4月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について

項番	ポイント	様式	サービス種類	記載例概要
(1)	新規加算の請求	様式第二	訪問介護	特別地域加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合
(2)		様式第二	訪問看護	中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合
(3)		様式第二	通所介護 通所リハ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合 (利用者が月途中に居住地を変更)
(4)	様式第七・第七の二の変更	様式第一、 様式第七	居宅介護支援	複数のサービスコードを記入する場合
(5)		様式第七	居宅介護支援	複数のサービスコードを記入する場合 (給付費明細欄に記入される行数が最大になる場合)
(6)		様式第七の二	介護予防居宅介護支援	複数のサービスコードを記入する場合 (給付費明細欄に記入される行数が最大になる場合)
(7)	「入所(院) (居) 前の状況」欄を追加	様式第六	認知症対応型共同生活介護	当月に初めて入居した場合
(8)		様式第六	認知症対応型共同生活介護	前月から継続して入居している場合
(9)		様式第八	介護老人福祉施設	入所前の状況が不明な場合
(10)		様式第八	介護老人福祉施設	退所後に算定される加算のみを請求する場合
(11)		様式第九	介護老人保健施設	同月内に入退所を繰り返し、入所前の状況が同じである場合
(12)		様式第九	介護老人保健施設	同月内に入退所を繰り返し、入所前の状況が異なる場合
(13)		様式第九	介護老人保健施設	同月内に外泊した場合
(14)		様式第十	介護療養型医療施設	同一医療機関にて介護病床から医療病床へ転床した場合
(15)		様式第十	介護療養型医療施設	前月に入退院を繰り返し、前月から継続して入院している場合

(1) 特別地域加算の適用される地域に所在する訪問介護事業所が、通常の事業の実施地域を越えて、中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合の記載内容。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	身体2生活1	1 1 5 1 1 1	4 8 5	1 2	5 8 2 0			
	身体2生活1・夜朝	1 1 5 1 1 2	6 0 6	4	2 4 2 4			
	身体2生活1・深夜	1 1 5 1 1 3	7 2 8	4	2 9 1 2			
	特別地域訪問介護加算	1 1 8 0 0 0	1 6 7 3	1	1 6 7 3			
	訪問介護中山間地域等提供加算	1 1 8 1 1 0	6 4 1	1	6 4 1			
	緊急時訪問介護加算	1 1 4 0 0 0	1 0 0	2	2 0 0			
	訪問介護初回加算	1 1 4 0 0 1	2 0 0	1	2 0 0			

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	1 1	訪問介護																
	③サービス実日数	2 0	日																
	④計画単位数	1 1 5 5 6																	
	⑤限度額管理対象単位数	1 1 5 5 6																	
	⑥限度額管理対象外単位数		2 3 1 4															給付率 (/100)	
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥	1 3 8 7 0																	保険 9 0
	⑧公費分単位数																		公費
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位								合計
	⑩保険請求額	1 2 4 8 3 0																	1 2 4 8 3 0
	⑪利用者負担額	1 3 8 7 0																	1 3 8 7 0
	⑫公費請求額																		
	⑬公費分本人負担																		

注： 特別地域加算又は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の場合は、各加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ、小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載する。

【単位数の計算式】

- ・特別地域訪問介護加算（所定単位数の15%）

$$5,820（身体2生活1） + 2,424（身体2生活1・夜朝） + 2,912（身体2生活1・深夜） = 11,156$$

$$11,156 \times 0.15 = 1,673.4 \rightarrow 1,673（小数点以下四捨五入）$$

※訪問介護中山間地域等提供加算、緊急時訪問介護加算、訪問介護初回加算は、特別地域訪問介護加算の対象外

- ・訪問介護中山間地域等提供加算（所定単位数の5%）

$$5,820 + 2,424 + 2,912 + 1,673（特別地域訪問介護加算） = 12,829$$

$$12,829 \times 0.05 = 641.45 \rightarrow 641（小数点以下四捨五入）$$

※緊急時訪問介護加算及び訪問介護初回加算は、訪問介護中山間地域等提供加算の対象外

限度額管理対象単位数には、当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象部分（特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算及び事業所開始時支援加算を除く）のサービス単位数を合計して記載する。

(2) 中山間地域等に所在する訪問看護ステーションが、通常の事業の実施地域を越えて、中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合の記載内容。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	訪問看護1	1 3 1 1 1 1	4 2 5	1 0	4 2 5 0			
	訪問看護小規模事業所加算	1 3 8 1 0 0	4 2 5	1	4 2 5			
	訪問看護中山間地域等提供加算	1 3 8 1 1 0	2 3 4	1	2 3 4			
	緊急時訪問看護加算1	1 3 3 1 0 0	5 4 0	1	5 4 0			
	特別管理加算	1 3 4 0 0 0	2 5 0	1	2 5 0			
	訪問看護ターミナルケア加算	1 3 7 0 0 0	2 0 0 0	1	2 0 0 0			20090430
	訪問看護サービス提供体制加算	1 3 6 1 0 1		6 1 0		6 0		

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	1 3	訪問看護																		
	③サービス実日数	1 0	日																		
	④計画単位数		5 1 0 0																		
	⑤限度額管理対象単位数		5 1 0 0																		
	⑥限度額管理対象外単位数		2 6 5 9																	給付率 (/100)	
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥		7 7 5 9																		保険 9 0
	⑧公費分単位数																				公費
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位										合計
	⑩保険請求額		6 9 8 3 1																		6 9 8 3 1
	⑪利用者負担額		7 7 5 9																		7 7 5 9
	⑫公費請求額																				
	⑬公費分本人負担																				

注： 中山間地域等における小規模事業所加算又は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の場合は、各加算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ、小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載する。

【単位数の計算式】

- ・ 訪問看護小規模事業所加算 (所定単位数の 10%)

$$4,250 (\text{訪問看護1}) \times 0.10 = 425$$

※訪問看護中山間地域等提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、訪問看護ターミナルケア加算及び訪問看護サービス提供体制加算は、訪問看護小規模事業所加算の対象外

- ・ 訪問看護中山間地域等提供加算 (所定単位数の 5%)

$$4,250 (\text{訪問看護1}) + 425 (\text{訪問看護小規模事業所加算}) = 4,675$$

$$4,675 \times 0.05 = 233.75 \rightarrow 234 (\text{小数点以下四捨五入})$$

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算、訪問看護ターミナルケア加算及び訪問看護サービス提供体制加算は、訪問看護中山間地域等提供加算の対象外

限度額管理対象単位数には、当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象部分 (特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算及び事業所開始時支援加算を除く) のサービス単位数を合計して記載する。